長久手市定期予防接種費助成金交付要綱

　（趣旨）

1. この要綱は、予防接種を推進し、市民の公衆衛生の向上を図るため、長久手市（以下「市」という。）が行う定期の予防接種を、市と予防接種の委託契約を締結した医療機関等(以下「委託医療機関等」という。)以外の医療機関等（日本国内に限る。）で接種した者に対し、予防接種費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）予防接種

予防接種法（昭和２３年法律第６８号。以下「法」という。）第２条第４項

に規定する定期の予防接種で、市が実施主体となることが義務付けられている

ものをいう。

（２）児童

予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号。）第１条の３第１項に規定

する予防接種（インフルエンザ及び肺炎球菌感染症（高齢者にかかるものに限

る。）を除く。）の対象者をいう。

（３）保護者

親権を行う者又は後見人をいう。

　（助成対象となる予防接種）

第３条　助成対象となる予防接種は、別表のとおりとする。

　（助成の対象者）

第４条　予防接種の助成の対象となる者は、委託医療機関等で接種することが困難な者のうち、接種当日に、市の住民基本台帳に記録されており、かつ、法に定める定期の予防接種の対象者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、愛知県広域予防接種事業の接種期間内に協力医療機関で接種した者を除く。

（１）市外にある医療機関に入院している者

（２）長期療養を要する疾患等で委託医療機関等で接種ができない者

（３）児童養護施設、介護老人保健施設等へ入所している者

（４）母親の出産等により相当な期間市外に滞在している者

（５）その他市長が特別な理由があると認める者

　（助成金の額）

第５条　助成金の額は、予防接種に要した費用の額とし、自己負担金がある場合は、その額を控除した額とする。ただし、予防接種の種類ごとに、接種した日の属する年度の愛知県広域予防接種事業の別表に定める額と同額を限度とする。

　（認定申請）

第６条　助成を受けようとする被接種者（以下「申請者」という。）は、接種前に長久手市予防接種費助成対象者認定申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、被接種者が児童の場合にあっては、当該児童の保護者が母子健康手帳予防接種記録の写しを添付して行うものとする。

　（審査及び通知）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定するとともに、長久手市予防接種費助成対象者(認定・否認)決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、認定と決定したときは、予防接種実施依頼書（第３号様式）を申請者に交付するものとする。

３　申請者は、前項に規定する予防接種依頼書を、予防接種を依頼する医療機関等（以下「依頼医療機関等」という。）に提出するものとする。

４　接種の有効期限は、予防接種実施依頼書の通知日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、接種日において法定年齢内とする。

　（助成金の交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる書類を添えて長久手市予防接種費助成金請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）接種に要した費用の分かる依頼医療機関等の領収書

（２）予防接種予診票

（３）母子健康手帳又は予防接種済証等の予防接種の記録が記載されているものの写し

（４）自己負担金の免除者は、免除を証する書類等

　（請求の時効）

第９条　前条の規定による費用の請求の時効は、接種を受けた日の属する月の翌月

　から起算して１年を経過する日までとする。

　（助成金の交付決定及び交付）

第１０条　市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、請求者に長久手市予防接種費助成金交付決定通知書（第５号様式）により通知し、速やかに助成金を支払うものとする。

２　市長は、前項の審査により助成金の交付を行うことが適当でないと認めたときは、長久手市予防接種費助成金不支給決定通知書（第６号様式）を請求者に通知するものとする。

　（不正利得の返還）

第１１条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者については、その者に交付した当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

　（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は　平成２９年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は　平成３０年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は　平成３１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は　令和２年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は　令和２年１０月１日から施行する。

別表（第３条、第５条関係）

|  |
| --- |
| 予防接種の種類 |
| ロタウイルス感染症 |
| Hib感染症 |
|
| 小児肺炎球菌感染症 |
| Ｂ型肝炎 |
| ツベルクリン反応検査（長期療養対象児のうち必要と判断された場合） |
| ＢＣＧ |
| ４種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ） |
|
| 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風） |
|
| 二種混合（ジフテリア・百日せき） |
| 不活化ポリオ |
| 麻しん及び風しん |
| 麻しん |
| 風しん |
| 水痘 |
| 日本脳炎 |
| 子宮頸がん |
| 高齢者インフルエンザ |
| 高齢者肺炎球菌 |

第１号様式（第６条関係）

長久手市定期予防接種費助成対象者認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

長久手市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　〒 -

　　　　　　　　　　　　　　　　　（保護者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

定期予防接種費に係る助成を受けたいので、長久手市定期予防接種費助成金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な被接種者氏名 |  | 申請者との続柄 |  |
| 被接種者生年月日 | 　　　　　年　　月　　日　　（　　歳　　か月） |
| 被接種者住所 | 〒 -長久手市 |
| 予防接種名 |  |
| 滞在先住所 | 　　　　　　　電話番号（　　　　）　　－施設名： |
| 申請理由 |  |
| 実施予定医療機関等 | 医療機関名　住所電話番号 |

１　被接種者が児童の場合は、被接種者の母子健康手帳予防接種記録の写しを添付してください。

２　書類送付先が申請者住所と異なる場合は、以下に記入してください。

氏名　　　　　　　　　　　（続柄：　　　　　）

　住所

　電話番号

第２号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　 　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長久手市長　　　　　　　　　　印

長久手市定期予防接種費助成対象者(認定・否認)決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けの長久手市定期予防接種費助成対象者認定申請については、長久手市定期予防接種費助成金交付要綱第７条の規定により（　認定・否認　）することと決定したので通知します。

（否認の理由:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な被接種者氏名 |  | 　 |  |
| 被接種者生年月日 | 　　　　　年　　月　　日　　（　　歳　　か月） |
| 被接種者住所 | 長久手市 |
| 予防接種名 | 　 |
| 実施予定医療機関等 | 医療機関名　住所電話番号 |
| 有効期限 | 　　　　年　　月　　日までに接種を受けてください。期限後の接種は、無効となります。 |

１　長久手市の予防接種予診票と「予防接種実施依頼書」(依頼医療機関等宛て）を持参して予防接種を受けてください。

２　助成金の交付申請は、接種後に同封の「長久手市定期予防接種費助成金請求書」の提出が必要となりますので接種後に予防接種予診票、領収書、予防接種の記録（母子健康手帳または済み証）の写しを添えて、長久手市福祉部健康推進課に提出してください。

３　請求書の提出は、接種した日の属する月の翌月から起算して１年以内にしてください。

第３号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

（依頼医療機関等）

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長久手市長　　　　　　　　　　印

予防接種実施依頼書

　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）で規定される予防接種について下記のとおり依頼しますので、実施くださるようお願いします。

　なお、当該予防接種に起因する健康被害が発生した場合は、予防接種法第１５条の規定等に基づき、当市が責任をもって救済・措置いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 被接種者生年月日 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　　日（　　歳　　か月） |
| 被接種者住所 | 長久手市 |
| 予防接種名 |  |
| 申請者（保護者） | 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 電話番号 | 　　　　　　　―　　　　　　― |
| 有効期限 | 　　　　年　　　月　　　日までに接種を行ってください。期限後の接種は、無効となります。 |
| ･接種後は、予防接種予診票を被接種者又は保護者にお渡しください。･接種費用については、本人負担となりますので、接種に要した費用の分かる領収書を本人に交付してください。接種費用は、申請により助成金の対象となります。 |

第４号様式（第８条関係）

長久手市定期予防接種費助成金請求書

年　　月　　日

長久手市長　殿

請求者　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　（保護者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　（被接種者との続柄　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

長久手市定期予防接種費助成金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記　　　　　　　　**※太枠内をご記入ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | 　　 | 生年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 被接種者氏名 |  |
| 被接種者住所 | 〒 - |
| 内訳 | 予防接種名 | 接種日 | 接種費用（Ａ）円 | 自己負担金控除後の額（Ｂ）円 | 助成限度額（Ｃ）円 | 助成金額 (Ｂ)と(Ｃ)のうち低い金額　円 |
|  |  | 　　　　 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 助成金交付決定金額（合計請求額） |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 振込先(請求者) | 金融機関名 |  | 銀　　行農業協同組合信用金庫 |  | 本店支店出張所 | 店番号 |
|  |
| 口座番号 | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| （フリガナ） |  | 請求者との続柄 |
| 口座名義人 |  |  |

添付書類　①領収書（接種に要した費用の分かるもの）

②予防接種予診票

　　　　　③母子健康手帳や予防接種済証等の予防接種の記録が記載されているもの（写し）

　　　　　④自己負担金の免除者は、免除を証する書類等

※接種した日の属する月の翌月から起算して1年以内に長久手市福祉部健康推進課に提出してください。

第５号様式（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

長久手市長　　　　　　　　印

長久手市定期予防接種費助成金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けの長久手市定期予防接種費助成金交付申請について、下記のとおり通知します。

記

決定額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

第６号様式（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

長久手市長　　　　　　　　印

長久手市定期予防接種費助成金不支給決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けの長久手市定期予防接種費助成金交付申請については、

下記の理由により助成が認められませんでしたので通知します。

記

理由